



# 平生町お知らせ版

令和5年(2023年)12月8日

## 新型コロナワクチン接種の問合せ先を変更します

健康保険課 保健班

令和6年1月以降の新型コロナワクチン接種に関する問合せ先は、町保健センターのみとなります。

※町コールセンターによる受付は12月28日(木)で終了します。

### ◆問合せ内容

- 接種券の申請について
- 一般的な新型コロナワクチン接種に関する情報について
- 予防接種健康被害救済制度について等

### ◆問合せ先

町保健センター (TEL:56-7141)

## 新型コロナワクチンの予約方法等の変更について

健康保険課 保健班

新型コロナワクチンの予約方法等の変更についてお知らせします。

### ◆変更箇所について

| 接種場所              | 従前の予約方法等  | 今後の予約方法等  |
|-------------------|---|---|
| 向井医院              | 来院時または電話で予約受付   | 来院時または電話で予約受付<br>(TEL:56-2106)<br>※12月15日(金)で接種を終了                              |
| みつおか<br>クリニック     | 町新型コロナウィルスワクチンコールセンターで予約受付                              | 令和6年1月以降の接種は来院時または電話で予約受付<br>(TEL:58-5010)<br>※町コールセンターおよびLINEでの受付は12月28日(木)で終了 |
| おきの内科糖尿病<br>クリニック | 予約方法等についての変更はありません。<br>来院時に予約をしてください。                   |   |
| 平生クリニック<br>センター   | 予約方法等についての変更はありません。<br>来院時または電話(TEL:56-2000)で予約をしてください。 |   |

### ◆問合せ先

町保健センター (TEL:56-7141)

回  
覧

# 平生町立小・中学校の将来の在り方に関するアンケート調査を実施します

学校教育課 庶務学校教育班

町教育委員会では、将来的な児童・生徒数の減少や学校施設の老朽化に対応しながら、児童・生徒がよりよい教育環境で学ぶことができるようにするため、町立小・中学校の適正規模や適正配置についての検討を今後していく必要があると考えています。

町立小・中学校は児童・生徒の大切な学びの場であるのはもちろんのこと、災害時の避難施設の役割や学校開放等による地域活動の拠点としての役割もあることから、町立小・中学校の児童・生徒の保護者や教職員、町民の皆様の意識を把握し、今後の検討における参考資料とすることを目的に、アンケート調査を実施します。

アンケート回答へのご協力をお願いします。

## ◆アンケート用紙の発送等の時期

12月中旬ごろ

## ◆アンケート用紙の配布方法等

学校（園）、各種会議等を通じてアンケート用紙をお渡しします。

平生町立小学校5・6年児童、平生中学校全生徒、平生町立小中学校の保護者、町内幼稚園・保育園利用の町内在住保護者、行政協力員や教育等関係団体などにご協力いただきます。

本アンケート調査は、町民の方どなたでも参加できます。地域交流センター（田名・尾国・佐合分館は除く）にアンケート用紙を備え付けますので、アンケート回答へのご協力をお願いします。

## ◆アンケート調査の回答方法

次のいずれかの方法で回答をお願いします。

① アンケート用紙に必要事項を記入し、封筒に入れて学校（園）または町教育委員会（町役場）に提出するか、各地域交流センターに設置のアンケート回収箱に投函

② webにより回答

[https://apply.e-tumo.jp/hirao-u/offer/offerList\\_detail?tempSeq=822](https://apply.e-tumo.jp/hirao-u/offer/offerList_detail?tempSeq=822)



(二次元コード)

## ◆アンケート調査の実施期間

12月18日（月）～令和6年1月26日（金）

## ◆問合せ先

町教育委員会学校教育課 庶務学校教育班（TEL：56-6083）

## 「年末年始の交通安全県民運動」が実施されます

総務課 地域安全班

年末年始は、社会経済活動が活発になることから慌ただしさが増し、帰省やレジャーに伴って人の動きも広範囲になるため、交通量が増加します。さらに、忘年会や新年会等で飲酒の機会が多くなることから、飲酒運転に起因する重大事故の発生が懸念されます。

飲酒運転は非常に悪質な犯罪です。運転手本人はもちろんのこと、飲酒運転をするおそれのある人に酒類・車両を提供した人や、同乗した人も厳しく処罰されます。

一人ひとりが交通安全の意識を高め、交通事故のない住みよい町をつくりましょう。

### ◆運転者に対する罰則

| 飲酒運転の種類    | 運転者の状態                     | 刑罰                   | 違反点数               |
|------------|----------------------------|----------------------|--------------------|
| 酒酔い運転      | アルコールの影響で正常に運転できないおそれがある状態 | 5年以下の懲役または100万円以下の罰金 | 35点（免許取り消し、欠格期間3年） |
| 酒気帯び運転     | 呼気アルコール濃度0.25mg以上          | 3年以下の懲役または50万円以下の罰金  | 25点（免許取り消し、欠格期間2年） |
|            | 呼気アルコール濃度0.15mg以上          | 3年以下の懲役または50万円以下の罰金  | 13点（免許停止90日間）      |
| 酒類の提供者・同乗者 | 運転者が酒酔い運転                  | 3年以下の懲役または50万円以下の罰金  | 運転免許の取り消し・停止       |
|            | 運転者が酒気帯び運転                 | 2年以下の懲役または30万円以下の罰金  |                    |

※欠格期間…運転免許証の取り消し後、運転免許を再度取得できない期間

### ◆運動期間

12月10日（日）～令和6年1月3日（水）

### ◆問合せ先

町役場総務課 地域安全班（TEL：56-7111）

## 蜜蜂を飼育されている人へ

～令和6年蜜蜂飼育届を提出してください～

産業課 農林水産班

蜜蜂の飼育者は、養蜂振興法の規定により、1年に1回「蜜蜂飼育届」を提出することが義務付けられています。

提出された飼育届に基づいて家畜伝染病の検査を実施しますので、蜜蜂飼育者は、町役場産業課に備え付けの書類に必要事項を明記の上、提出してください。

### ◆提出期限

令和6年1月19日（金）

### ◆提出および問合せ先

町役場産業課 農林水産班（TEL：56-7117）

次回発行日は12月22日（金）です